

群馬県養豚特別支援資金 特別融通措置要領

(目的)

- 1 この要領は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付24農畜機第4699号。以下「実施要綱」という。）に基づき、養豚特別支援資金の融通を行った融資機関に対し、県が利子補給を行うことにより、もって養豚経営の経営改善と安定的発展、及び後継者等への経営継承の円滑化を図ることを目的とする。

(種類)

- 2 養豚特別支援資金は、経営の改善に必要な資金（以下「経営改善資金」という。）及び後継者への円滑な経営継承に必要な資金（以下「経営継承資金」という。）の2種類とする。

(貸付対象者)

- 3 貸付対象者は、実施要綱に基づき、養豚経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）について、群馬県知事の承認を受けた者とする。

(融資機関)

- 4 融資機関は、実施要綱に定める融資機関とする。

(利子補給)

- 5 利子補給については、次に掲げるものとする。
 - (1) 県は、融資機関が実施要綱並びにこの要領の規定により農業者等に貸し付けた資金について、予算の範囲内で利子補給を行うものとする。
 - (2) 利子補給金の交付については、県が当該融資機関との間に締結する養豚特別支援資金利子補給契約書により行うほか、この要領及び群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）に定めるところによる。

(貸付条件)

- 6 貸付条件は、実施要綱に定めるところとする。

(利子補給の期間及び割合)

7 利子補給の期間及び割合は、実施要綱に定めるもののほか次の表のとおりとする。

区 分		利子補給期間	利 子 補 給 割 合
経営改善資金	一 般	7 年以内	1. 0%以内とし別記により算定される割合とする。
	特 認	1 5 年以内	
	残高借換	1 5 年以内	
経 営 継 承 資 金		1 5 年以内	

(借入申込手続)

8 借入申込手続きは、次により行うものとする。

- (1) 資金の借入希望者は、融資機関へ養豚特別支援資金借入申込書（別記様式第1号。以下「借入申込書」という。）1部、経営改善計画1部及び当該融資機関が必要と認める書類を提出するものとする。
- (2) 融資機関は、借入申込書等の内容を審査のうえ、養豚特別支援資金利子補給承認申請書（別記様式第2号。以下「承認申請書」という。）1部及び養豚特別支援資金借入申込一覧表（別記様式第3号。以下「借入申込一覧表」という。）1部を作成し、借入申込書（写し）1部を添付して、貸付実行日の14日前までに県に提出するものとする。

(利子補給承認)

9 利子補給の承認又は不承認については、次により行うものとする。

- (1) 県は融資機関から承認申請書を受理したときは、関係機関と協議のうえ申請内容を審査し、承認又は不承認を決定し、その旨を当該融資機関へ通知するものとする。
- (2) 融資機関は、前号の通知を受理したときは、その旨を借入申込者に通知するものとする。

(貸付実行)

10 貸付の実行及び報告は、次により行うものとする。

- (1) 利子補給承認の通知を受理した融資機関は、令和5年度から令和9年度までの期間にわたり、証書貸付けにより貸付けを実行するものとする。
- (2) 融資機関は、貸付けを実行したときは、養豚特別支援資金貸付実行表（別記様式第4号）により翌月中に県に報告するものとする。

(事業完了報告)

11 事業完了報告は、次により行うものとする。

- (1) 借入者は、資金借入後速やかに事業を完了するものとし、完了後は養豚特別支援資金事業完了届（別記様式第5号。以下「完了届」という。）に領収書等支払いを証す

る書類又はその写しを添えて、遅滞なく融資機関に報告するものとする。

- (2) 融資機関は、完了届を利子補給事業の最終年度の翌年度から5か年間保管するものとし、県が調査する際に提示しなければならない。

(貸付残高異動報告)

- 1 2 融資機関は、毎年12月末日における融資残高について、養豚特別支援資金融資残高異動報告書(別記様式第6号)1部及び養豚特別支援資金利子補給金請求書(別記様式第7号)1部を、翌年1月中に県に提出するものとする。

(利子補給金の交付)

- 1 3 県は、前項に規定する利子補給金請求書を受理したときはこれを審査し、適当と認めるときは、当該請求書を受理した日の属する翌月中に利子補給金を交付するものとする。ただし、調査のため特に日時を要するときはこの限りでない。

(利子補給の停止)

- 1 4 利子補給の停止については、次により行うものとする。

- (1) 県は、借入者が養豚経営を中止した場合((2)の場合を除く)、及び経営改善計画の承認取消しのあった場合は、利子補給金の全部又は一部の交付を行わないものとする。

なお、借入者が経営の中止等をした時点は、原則として繁殖雌豚又は肥育豚の経営にあつては当該豚の最終出荷日とし、利子補給金の交付はその翌日(計画の承認取消しは、知事の取消認定日)から停止するものとする。

- (2) 経営を中止した者において、経営主の事故、病気等の不測の事態の発生により経営を中止せざるを得ない場合、経営を転換し経営安定を図ろうとする場合又は農地を処分し借入金の償還に充当する場合でやむを得ないときは、次のいずれか早い日までの利子補給を行うものとする。

ア 営農に係る資産を最終処分した日

イ 繁殖雌豚又は肥育豚の最終出荷時点から1年を経過した日

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

別記

利子補給の割合は、次により算定される割合とする。

$$\text{利子補給率} = (\text{貸付利率} - \text{最低末端利率}) \times 1 / 2 \leq 1.0\%$$

$$\text{最低末端利率} = 1.0\%$$

貸付利率は、農林水産省生産局長通知による。

(別記様式第1号)

養豚特別支援資金借入申込書

(年度)

年 月 日

融資機関

御中

住 所

氏 名

養豚特別支援資金について下記のとおり申し込みます。

記

借入申込金額				保証又は担保			
償還方法 ・償還時期	初回償還日	平成 年 月 日	最終償還時期	平成 年 月 日			
	初回償還額	千円		第2回以降償還額	千円		
	利息支払方法・時期	毎年 月 回	償還回数	回			
借入申込金額の内訳	養豚経営改善	経営改善資金			経営継承資金		
	支援資金による借換資金	約定償還額 ①	①のうち償還不能額 ②	残高借換がある場合		借入金残高 ⑤	⑤のうち借換額
				約定償還額控除後の借入金残高③	③のうち借換額 ④		
	系統・その他資金						
	畜産特別資金						
	制度資金 (畜産特別資金を除く)						
合計							

(別記様式第2号)

養豚特別支援資金利子補給承認申請書
(年度貸付分)

第 号
年 月 日

群馬県知事

様

所在地
融資機関名
代表者氏名

養豚特別支援資金の貸付について、群馬県養豚特別支援資金特別融通措置要領5の規定に基づき、利子補給承認を受けたいので別添書類を添えて申請します。

(別記様式第3号)

養豚特別支援資金借入申込一覧表
(年度貸付分)

年 月 日

群馬県知事

様

融資機関名
代表者氏名

借入希望者氏名	経営の種類		区 分			負債整理必要額	今回借入申込額	貸 付 予 定 利 率						県 決 定 額	備 考
	繁殖	肥は育一又貫	経営改善一般	特認	経営継承			基準金利	中央畜産会	県	中央会	その他	貸付利率		
						千円	千円	%	%	%	%	%	%	千円	
計 名															

- (注) 1 経営の種類及び区分欄は、該当する項目に○印を記入すること。
2 貸付予定利率のその他欄がある場合は、その機関名を備考欄に記入すること。

(別記様式第4号)

養豚特別支援資金貸付実行表
(年度貸付分)

年 月 日

群馬県知事 様

融資機関名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号により利子補給承認を受けた資金について、次表のとおり貸付を実行しました。

借入者氏名	経営の種類		貸付実行額	県決定額	貸付予定利率						貸付実行日	償還期間 うち 据置期間	約定償還日	約定償還額		備考
	繁殖	は肥育 一貫又			基準金利	中央 畜産会	県	中央会	その他	貸付利率				初回	2回目 以降	
			千円	千円	%	%	%	%	%	%	年 月 日	年	毎年 月 日	千円	千円	
計 名																

(注) 経営の種類欄は、該当する項目に○印を記入すること。

(別記様式第5号)

養豚特別支援資金事業完了届
(年度貸付分)

年 月 日

融資機関 様

住 所
氏 名

下記のとおり事業が完了しましたので報告します。

記

※ 承認番号			※ 承認日	平成 年 月 日	
			借入日	平成 年 月 日	
借入金額	千円		完了日	平成 年 月 日	
資金使途			実績		
資金調達 状況	養豚経営改善 支援資金	自己資金	その他	計	
	千円	千円	千円	千円	
※ 融資機関 の確認状況	実施状況		事業費	特記事項	
			千円		
	確認年月日	平成 年 月 日	確認者		

- (注) 1 ※印欄は融資機関において記入すること。
2 領収書等支払いを証する書類又はその写しを添付すること。

(別記様式第6号)

養豚特別支援資金融資残高異動報告書

年 月 日

群馬県知事

様

融資機関名

代表者氏名

承認年度	異動年月日	前期末融資残高 A	左のうち延滞額 B	期中貸付		期中償還額			期中発生延滞額 G	本期末融資残高 A+C-(D+E+F)	左のうち延滞額 B-F+G	備考
				件数	金額 C	約定 D	繰上 E	延滞 F				
		千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計												

(注) 承認年度によって別葉にすること。

(別記様式第7号)

養豚特別支援資金利子補給金請求書

年 月 日

群馬県知事 様

融資機関名
代表者氏名

年度分養豚特別支援資金利子補給事業を次のとおり実施したので、利子補給金 円を請求します。

承認年度	期首約定 融資残高 A	期中貸付額 B	約定償還額 繰上償還額 C	期中発生 延滞額 D	利子補給 対象残高 A+B-(C+D)=E	利子補給 対象期間	日数 F	$E \times F = G$	融資平均残高 G/365=H	利子補給 割合 I	利子補給金 請求額 H×I	備考
	千円	千円	千円	千円	千円	月日～月日	日	千円	円	%	円	
計												

- (注) 1 承認年度によって別葉にすること。
2 融資平均残高及び利子補給金請求額は、円未満を切捨てのこと。